

(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

以下のいずれかに該当する介護サービス事業所・施設等と連携する事業所・施設等（利用者の受け入れ、応援職員の派遣）

- ・（ア）①に該当：利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ・（ア）③に該当：市から休業要請を受けた通所系サービス事業所，短期入所系サービス事業所（多機能型事業所の通いサービス又は宿泊サービス，短期利用認知症対応型共同生活介護を含む）
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり，自主的に休業した介護サービス事業所（※3）

対象事業所・施設等（※1）		基準単価（千円）	
通所系	通所介護事業所	通常規模型	268/事業所
		大規模型（Ⅰ）	342/事業所
		大規模型（Ⅱ）	445/事業所
	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		115/事業所
	認知症対応型通所介護事業所		113/事業所
	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	282/事業所
大規模型（Ⅰ）		355/事業所	
大規模型（Ⅱ）		567/事業所	
短期入所系	短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所	13/定員	
訪問系	訪問介護事業所	160/事業所	
	訪問入浴介護事業所	169/事業所	
	訪問看護事業所	156/事業所	
	訪問リハビリテーション事業所	68/事業所	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	254/事業所	
	夜間対応型訪問介護事業所	102/事業所	
	居宅介護支援事業所	74/事業所	
	福祉用具貸与事業所	282/事業所	
居宅療養管理指導事業所	16/事業所		
多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所	237/事業所	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	319/事業所	
施設系	介護老人福祉施設	19/定員	
	地域密着型介護老人福祉施設	20/定員	
	介護老人保健施設	19/定員	
	介護医療院	24/定員	
	介護療養型医療施設	21/定員	
	認知症対応型共同生活介護事業所	18/定員	
	養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅	定員30人以上	19/定員
定員29人以下		1,133/事業所	

対象経費

【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】

- 1 感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
- 2 感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣

上記1，2のための緊急雇用に係る費用，割増賃金・手当，職業紹介料，損害賠償保険の加入費用，職員派遣に係る旅費・宿泊費

- ※1 事業所・施設等について，補助の申請時点で指定等を受けているものであり，休業中のものを含む。また，
 - ・各介護予防サービスを含むが，介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は，介護サービスの種別により助成する。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は，通所型は通所介護事業所（通常規模型）と，訪問型は訪問介護事業所と，介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが，介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は，介護サービスの種別により助成する。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は，介護報酬上の規模区分であり，補助の申請時点で判断すること。
- ※2 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅へ訪問によるサービス提供を行った事業所は，「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」〔令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室，振興課，老人保健課連名事務連絡〕別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。
- ※3 「自主的に休業」とは，各事業者が定める運営規程の営業日において，営業しなかった日（通所系サービス事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。